

子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付

平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度により、それまでは施設形態により異なる制度で実施されていた教育・保育施設への自治体からの財政措置が、「施設型給付」へと共通化されました。

旧制度

【認定こども園】

制度	補助・給付の主体
私学助成 (幼稚園部分)	都道府県
幼稚園就園奨励費補助 (幼稚園部分)	市町村
保育所運営費負担金 (保育所部分)	市町村

【保育所】

制度	補助・給付の主体
保育所運営費負担金	市町村

【幼稚園】

制度	補助・給付の主体
私学助成	都道府県
幼稚園就園奨励費補助	市町村

※私立幼稚園は、新制度施行後でも申し出により私学助成を継続することが可能

共通化

新制度

【認定こども園・保育所・幼稚園・家庭的保育事業等】

制度	補助・給付の主体
施設型給付	市町村

※私立保育所には施設型給付と利用者負担を合わせた金額が委託費として支払われます。

施設型給付を受けるには

認可された認定こども園や保育所等が、施設型給付の対象となるためには、給付の実施主体である門真市の「確認」を受ける必要があります。

門真市における確認の手続き

【基準を満たしているかの確認】

「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に基づき、基準を満たしているかを確認する。

【利用定員の設定】

「子ども・子育て支援法」に基づき、門真市子ども・子育て会議で意見を聴取のうえ、認可定員の範囲内で利用定員を設定する。

施設型給付の
対象施設となる

利用定員の設定と子ども・子育て会議について

利用定員は、「確認」の手続きの中で設定するものであり、その定員数は施設の認可定員の範囲内とする必要があります。

また、設定の際には、審議会その他の合議制の機関等の意見を聴かなければならないと「子ども・子育て支援法」で定められています。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第43条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

門真市における「子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会その他の合議制の機関」



門真市子ども・子育て会議

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 略